

19 日本共産党県議団が提出した意見書・決議（案）

- 1 未曾有の大雪被害対策への特段の支援を求める意見書（案）
- 2 「特定秘密保護法」の撤廃を求める意見書（案）
- 3 TPP（環太平洋経済連携協定）交渉からの離脱を求める意見書
- 4 消費税増税中止を求める意見書
- 5 原子力発電推進・再稼働方針を撤回し、「原発即時ゼロ」に踏み出すことを求める意見書（案）
- 6 医療・介護の改悪につながる医療・介護「総合確保推進」法案を撤回するよう求める意見書（案）
- 7 武器禁輸原則を堅持するよう求める意見書（案）
- 8 不安定雇用を増大させる労働者派遣法などの改悪中止を求める意見書（案）
- 9 未曾有の大雪被害から、埼玉県農林業と食料を守る決議（案）
- 10 教育現場の自主性を尊重し、教育環境整備に全力を尽くす決議（案）

未曾有の大雪被害対策への特段の支援を求める意見書（案）

2月14日から15日にかけて降り続いた記録的な大雪は関東甲信地方に未曾有の被害をもたらした。埼玉県内でも、秩父地方を中心に大雪により山間部の集落が孤立し、各地で雪の重みによる家屋、公共施設、農業用ハウスや畜舎、事業用施設、住宅の車庫などが相次ぎ倒壊した。

埼玉県の農業被害額は少なくとも約229億円（2月20日現在）にのぼり、埼玉農業は危機的状況に陥っている。被災農家では「これを機に農業をやめようか」との声も多い。いま、なによりも大事なことは農家が営農意欲を失う前にスピード感をもって支援策などを打ち出し、行政が一体となって被災農家を支え、再建を後押ししていくことである。国も農業用ハウス等の再建・修繕への助成などの支援策を講じているが、農業施設への国の補助率を上限3割とするなど極めて不十分なものである。また、被災中小企業者への対策は災害復旧貸付など融資中心の支援であり、二重ローンの不安から再建に二の足を踏む事業者が増える恐れもある。被災

したすべての農家、中小業者が希望をもって再建に踏み出せるよう、従来の枠組みを超えた国の抜本的支援が不可欠である。

今回の大雪災害では、政府の災害対策本部が18日まで設置されず、高速道路の封鎖が遅れるなど国の初動対応の問題点が指摘されている。国は、今回の教訓を生かし、想定外の事態に対する危機管理のあり方について十分検証し、今後の災害対策にしっかりと反映させるべきである。

よって、国においては、今回の大雪災害を教訓に危機管理のあり方を十分検証するとともに、農業施設の撤去・再建に関する補助率の大幅引き上げをはじめ被災農家への万全の支援、中小業者の事業再建への公的支援、自治体独自の被災者支援策への財政的措置など特段の対策を講ずるよう強く求める。

以上、地方自治法99条の規定により意見書を提出する。

「特定秘密保護法」の撤廃を求める意見書（案）

昨年12月、多くの国民の反対を押し切って国会で可決・成立した「特定秘密の保護に関する法律（特定秘密保護法）」は、防衛や外交に関する事項やテロ活動防止に関する事項などについて、行政機関の長の判断で「特定秘密」として指定し、その「漏えい」などを処罰するというものである。

これは、「軍事」「安保」「外交」にかかわるあらゆる事項を国民の目から覆い隠し、調査・研究・取材・報道・言論の自由を奪うものであり、日本国憲法で保障された基本的人権を著しく侵害するものである。

しかも、政府機関の長が、「特定秘密」を取り扱う職員の範囲を定め、対象となる職員が情報を「漏らすおそれがあるかどうか」の「適性評価」を行うために、本人や家族、関係者への質問や、本人に関する資料の調査などを行うと

している。これは、思想の自由やプライバシーの権利を侵害し、国民監視の強化につながる恐れをはらんでいる。

我が国は、軍機保護法、国防保安法、治安維持法などによって、国民の目と耳、口がふさぎ、侵略戦争への道へと突き進んだ痛苦の経験がある。このような歴史を二度と繰り返してはならない。

法成立後も、日本弁護士連合会はじめ法曹界や出版マスコミからはもちろん、世代を超えた広範な国民の反対世論が広がっている。

よって国においては、国民の「知る権利」を奪い、報道・言論の自由を抑圧し、平和・自由・民主主義をおびやかす「特定秘密保護法」は、直ちに撤廃するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

TPP（環太平洋経済連携協定）交渉からの離脱を求める意見書

シンガポールで開かれていたTPP（環太平洋経済連携協定）交渉の閣僚会合が閉幕したが、日本政府が目的としてきた「大筋合意」は見送られた。特に米国は日本に対し、農産物重要5項目（コメ・麦・乳製品・砂糖・牛肉）を含め全品目の関税撤廃に固執する強硬な姿勢に終始した。

TPPは、関税を原則撤廃し、農産物の輸入を完全に自由化するもので、農林漁業と国民の食料に大打撃を与える。埼玉県も、関税撤廃による農業生産減少額を433億円と試算している。さらに「非関税障壁」撤廃の名の下に、食の安全、医療、金融、保険、官公需・公共事業の発注、労働など、国民生活のあらゆる分野での「規制緩和」をねらうものである。そのため埼玉県においても、地方自治体やJA、埼玉県

医師会ははじめ広範な団体から、TPPへの懸念が表明されている。

しかし、政府、自民党は「『聖域』なき関税撤廃が前提ではない」「守るべきは守る」と説明して交渉参加を強行した。ところが日本政府は、今回は米国の要求をのまなかったものの、交渉早期妥結のために、5項目の1部品目を関税撤廃・削減の対象にする譲歩案を検討している。大筋合意を目指して交渉に参加する以上、米国から関税撤廃を迫られることは必至であり「守るべきは守る」ことがますます不可能になっている。

よって国においては、「撤退も辞さない」とした昨年4月の国会決議を尊重し、即刻交渉から離脱するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見

書を提出する

消費税増税中止を求める意見書

消費税の税率が5%から8%に引きあげられる4月1日が目前に迫っている。

しかし、昨年10～12月期の国内総生産の伸びは前期比0.3%増にすぎない。昨年前半に比べ2期連続で大きく鈍化している。昨年の毎月勤労統計調査の1カ月平均給与は3年連続で減少し続けている。経済情勢は、景気回復にはほど遠く、増税実施の条件はない。

マスメディアの世論調査では、消費税が増税されるなら、「家計の消費を今よりも減らそうと思っている」と答えた人が大半である。消費税増税は消費をいっそう冷え込ませ、経済を悪

化させ、暮らしも経済も、財政さえも破綻させかねない。

もともと低所得者ほど負担が重い消費税は、暮らしにとって最悪の不公平税制である。安倍政権の「増税分は社会保障に回す」という口実も、社会保障の相次ぐ改悪と、その一方での大企業優遇税制、軍事費・大型公共事業拡大の来年度予算ですでに破綻している。

よって、国においては、4月から実施予定の消費税増税は中止するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

原子力発電推進・再稼働方針を撤回し、「原発即時ゼロ」に踏み出すことを求める意見書（案）

東京電力福島第1原発事故から3年が経過しようとしている。しかし未だ14万人以上が故郷から離れ、被災地の復興は道半ばである。汚染水問題も解決のめどが立たない。

ところが安倍内閣は、原発を「重要なベースロード電源」と位置づけ、原発推進・再稼働をうちだした「エネルギー基本計画案」を決定した。

政府案が持ち出した「原発は重要なベースロード電源」というのは「発電コストが低廉で、昼夜を問わず安定的に稼働できる電源」という意味である。しかし福島第1原発事故が証明したように、いったん事故が起きれば深刻で重大な被害を及ぼし、その収拾に時間的にも費用の点でも莫大な負担が求められる原発は、「低廉

でも「安定的」でもない。「ベースロード電源」に位置づけることは間違っている。

しかし政府案は原発依存を鮮明にし、自然エネルギーの「導入を最大限加速」とするだけで、今後の見通しも明らかではない。パブリックコメントでは、自然エネルギーの推進を求める意見が多数ある。これらの声を生かし自然エネルギーを大いに普及すべきである。

よって、国においては「エネルギー基本計画」にみられる原子力発電推進・再稼働方針を撤回し、「原発即時ゼロ」に踏み出すことを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

医療・介護の改悪につながる医療・介護「総合確保推進」法案を撤回するよう求める意見書（案）

安倍内閣は、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法案」を国会に提出した。法案は大幅な病床削減などの医療法改定と介護保険法改定など、本来なら別の法案として審議すべきものを一体にした異例の法案である。このような乱暴なやり方は、国会での十分な審議の保障という点からも許されない。

中でも、介護保険法の改定は、2000年の制度発足以来の大改悪と言うべきものが目白押しである。

要支援1、2の高齢者が利用する訪問介護や通所介護を、国の基準とする介護保険サービスの対象から切り離し市町村ごとの事業に移すことは、どこでも平等に介護サービスを受けられる国民の権利を覆すものである。年金収入280万円以上の単身高齢者などのサービス利用料を、1割負担から2割負担に引き上げる改悪も盛り

込まれている。対象者は5人に1人にのぼり、その介護負担は計り知れない。特別養護老人ホームの入所を要介護3以上に限定する内容もあるが、これは施設待機者やその家族に引き続き過酷な介護負担を押しつけるだけでなく、サービスからしめだされた軽度者の重度化が、公的費用をさらに膨張させる結果を招きかねない。

この法案に対して、高齢者や家族から「サービスを切られたら生活が成り立たない」などと怒りの声があがり、地方自治体からも異論が相次いでいる。

よって国においては、医療・介護の改悪につながる医療・介護「総合確保推進」法案を撤回するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

武器禁輸原則を堅持するよう求める意見書（案）

安倍政権は全面的な武器輸出禁止政策を放棄し、これに代わる新たな武器輸出管理原則の素案を固めた。日本の安全保障に資するかどうかを基準に、時の政府が武器輸出の可否を判断できるように変更することが素案の柱である。

武器輸出三原則とは、「平和国家としての立場から国際紛争を回避するため」（76年政府統一見解）、「憲法の理念」（81年衆参国会決議）を踏まえたものとして、国内外に宣言した国是である。

これまで自民党政権や民主党政権は、計21項目の例外措置で禁輸政策の抜け穴をひろげてきたが、安倍政権が狙うのは完全な国是の破棄であり、これまでの国会審議の積み重ねをも踏

みにじる暴走である。

この背景には、米国と財界からの根強い圧力がある。経団連は繰り返し武器輸出の解禁を求めており、安倍政権は、昨年末策定の国家安全保障戦略で、禁輸政策の廃止と軍需産業での国際競争力強化を目指す方針を明記している。武器輸出解禁は日本を、紛争を助長する「死の商人国家」に変貌させかねない。

よって国においては、憲法の理念に立ち返り、素案を撤回し武器輸出三原則を堅持するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

不安定雇用を増大させる労働者派遣法などの改悪中止を求める意見書（案）

安倍政権が今国会で成立をめざす労働者派遣法と労働契約法の改定案の法案要綱が決定された。

派遣法改定案は、企業が派遣労働を受け入れることができる3年の上限を事実上撤廃し、専門業務の指定を撤廃してあらゆる業務への派遣を可能にするものである。また契約法改定案は有期雇用で働く労働者の無期雇用への転換権を奪うものであり、いずれも、派遣など非正規雇用をいっそう拡大し、正規雇用を不安定にするものである。

2月に発表された政府の労働力調査によると、2013年を平均した非正規雇用の労働者は1,906万人と前年より93万人も増え、役員を除く雇用者5,201万人の37%を占めている。一方正規雇用は前年に比べ46万人も減った。

増え続ける非正規雇用は労働者全体の賃金水準を押し下げ、国民の所得を減らして消費を冷

やし経済悪化を長引かせる原因である。昨年1年間の勤労者に決まって支給される給与は3年連続で減り続けており、非正規の拡大が景気回復にとっても障害となっているのは明らかである。

今、政府が緊急にとりくむべきことは、非正規雇用の正規への転換をすすめ、解雇などを規制して、雇用の安定を図ることである。このような労働法制の改悪は正反対の方向と言わざるを得ない。全労連や連合など労働組合だけでなく日本弁護士連合会や自由法曹団など、各界からも反対の声があがっているのは当然である。

よって、国においては不安定雇用を増大させる労働者派遣法などの改悪を中止するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

未曾有の大雪被害から、埼玉県農林業と食料を守る決議（案）

2月14日から15日にかけて降り続いた記録的大雪は、農業用ハウスや畜舎の倒壊、農作物への雪害、家畜の死亡など埼玉県内の農業、畜産業に未曾有の被害をもたらした。大雪による倒木など林業への被害も深刻である。農業被害額は、埼玉県全体で約229億円（2月21日現在）にものぼり、県内農業はまさに危機的状況に陥っている。被災農家では「これを機に農業をやめようか」との声も多い。いま、なによりも大事なことは農家が営農意欲を失う前にスピード感をもって支援策などを打ち出し、行政が一体となって被災農家を支え、再建を後押ししていくことである。

農業団体や被災農家からは農業用ハウスなどの撤去・再建への県の補助、ハウス資材の調達

にむけた特別の取り組みなどを求める声が上がっている。さらに、大雪被害によって今年の農業収入を絶たれた農家も多く、生活支援策も喫緊の課題となっている。

県は約40億円の平成26年度補正予算案を議会に提出し、農業生産施設の解体・撤去・再建経費の助成を行うとしているが、補助率が市町村に任せられるなど、不十分さも指摘されている。二重ローン問題など被災農家の深刻な実情に即して、農家負担を限りなく軽減していく必要がある。

よって、県議会は、埼玉県農林業と食料を守るために、被災農家らの生活保障と再建に万全の措置を講ずるよう強く求める。

以上、決議する。

教育現場の自主性を尊重し、教育環境整備に全力を尽くす決議（案）

埼玉県議会文教委員会は昨年9月に県立高校日本史教科書の採択について閉会中審査を行い、9月定例会において本県議会は「高校日本史教科書採択の再審査を求める決議」を可決した。

12月定例会においては、文教委員会が、県立朝霞高校の行った台湾修学旅行を問題視し、生徒が作成したしおりや生徒の感想文本文提出を要求し、その内容を審議した上、「県立高校の社会科教育の指導徹底を求める決議」を採択した。

教科書の記述の一部をことさら問題視し、手続的に何ら問題のない教科書採択の繰り返し再考を求めることは、教育行政の自主性を脅かす不当な政治的圧力であり、断じて許されない。また、生徒の感想文までも委員会で審査することは、憲法の保障する内心の自由に抵触しかねず、教育現場を不当に萎縮させる行為である。教育基本法第16条は「教育は不当な支配に服

することなく、この法律及び法律の定めるところにより行われるべきもの」とし、地方教育行政の組織及び運営に関する法律は第23条第6項で教科書その他の教材の取り扱いに関することは教育委員会の職務権限としている。

そもそも教育は教師と子どもたちとの人格的な接触を通じておこなわれる文化的な営みである。現場の教師が生き生きと自由闊達に子どもたちと語り合い、学び合うなかでこそ子どもたちの人格的成長と学力の向上を保障することができる。

今、議会と行政に求められる役割は、現場が全力で子どもたちと向き合えるよう、教育環境を整備することにある。

よって、本議会は、不当な政治的圧力を撤回し、教育現場の自主性を尊重して、教育環境の整備に全力を尽くすものである。

以上、決議する。